

長野県山岳総合センター 指定管理者募集要項

令和元年 7 月

長野県観光部
山岳高原観光課

目 次

第1 趣旨	1
第2 施設の概要	
1 名称及び所在地	1
2 設置目的	1
3 施設の規模等	1
第3 施設管理に関する基本的事項	
1 指定管理者が行う業務の範囲	1
2 指定期間	2
3 利用料金	2
4 県が指定管理者に支払う指定管理料	2
5 剰余金の取扱い	2
第4 申請の手続	
1 応募資格	3
2 グループによる申請	3
3 提出書類	3
4 事業計画書の記載内容	4
5 質問事項の受付及び回答	4
6 現地説明会の開催	4
7 申請書等の受付	5
8 申請にあたっての留意事項	5
第5 指定管理者の候補者の選定	
1 選定方法	6
2 選定基準	6
3 選定結果	7
第6 指定管理者の指定及び協定の締結	
1 指定管理者の指定	7
2 協定の締結	7
3 その他	7
第7 指定管理者選定等のスケジュール	8
第8 連絡先及び申請書提出先	8
＜要項別冊＞	
別冊1 長野県山岳総合センター管理業務仕様書	
別冊2 長野県山岳総合センター指定管理者申請様式	
別冊3 資料集	

長野県山岳総合センター指定管理者募集要項

第1 趣 旨

この長野県山岳総合センター指定管理者募集要項は、長野県山岳総合センター（以下「センター」という。）の管理について、公の施設として公的な使命を果たすことを前提にしつつ、利用者サービスの向上と行財政の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び長野県山岳総合センター条例（昭和44年長野県条例第33号。以下「条例」という。）第6条の規定により、指定管理者の公募を行うため必要な手続き等を定めたものです。

第2 施設の概要

センターの概要は次のとおりです。

なお、詳しくは別冊3「長野県山岳総合センター資料集」（以下「資料集」という。）を参照してください。

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
長野県山岳総合センター	長野県大町市大町8056番地1

2 設置目的

山岳に関する研究及び調査並びに安全な登山に関する知識及び技能の普及啓発その他の山岳における野外活動に関する教育事業並びに山岳における野外活動に関する普及事業を行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき設置した施設です。

3 施設の規模等

(1) 長野県山岳総合センター

構 造 鉄筋コンクリート造 3階建

敷地面積 1,808.0㎡

延床面積 1,086.8㎡

建築年月 昭和44年3月

(2) 人工岩場

所 在 地 大町市常盤5638番地54

構 造 鉄筋コンクリート造 四角錐台（高さ15.3m 幅15.0m 奥行き8.0m）

敷地面積 3,091.7㎡

建築面積 88.4㎡

建築年月 平成5年11月

第3 施設管理に関する基本的事項

指定管理者に行っていただく施設の管理に関する基本的事項は、次のとおりです。

なお、指定管理者が行う業務内容の詳細、管理運営に必要な事項等は、別冊1「長野県山岳総合センター管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

1 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) センターの利用の許可に関する業務

- (3) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 山岳に関する研究及び調査並びに山岳における野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間の予定です。

なお、この指定期間は長野県議会（以下「県議会」という。）の議決が必要なため、県議会の議決後に確定します。

3 利用料金

(1) 利用料金制

センターでは、条例第13条の規定により利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入となります。

(2) 利用料金の設定

利用料金の額は、条例に定める額の範囲内において、あらかじめ長野県（以下「県」という。）の承認を得て、指定管理者が定めます。

【注意】・利用料金の見直しや新たなサービスの付加、料金区分の新設等により、利用料金を改定、本年度中に条例の改正を行う可能性があります。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免は、条例第14条の規定により実施してください。

なお、減免の概要は、資料集を参照してください。

4 県が指定管理者に支払う指定管理料

県は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。

県が指定期間中に支払う各年度の指定管理料の上限額は、下表のとおりですが、利用料金の改定により、指定管理料の上限額を引き下げる場合があります。

応募に当たり、指定管理料の上限額に変動があることを承知いただき、事業計画書（収支計画書）における各年度の指定管理料は、下表の指定管理料の上限額を下回る額での提案を求めます。（※）

年 度	指定管理料の上限額 (消費税及び地方消費税を含む)
令和2年度	26,500千円
令和3年度	26,500千円
令和4年度	26,500千円
令和5年度	26,500千円
令和6年度	26,500千円

※指定管理料は、必ずしも指定管理者が応募時に提示した額ではなく、毎年度の予算編成において確定します。

※指定期間中に、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられた場合には、引き上げに伴う税負担の増額分を加味した指定管理料を支払います。

5 剰余金の取扱い

指定管理者は、指定期間終了後において、剰余金（指定期間中の総収入額が指定期間中の総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額）が生じ、剰余金が指定期間中の総収入額の5%にあたる額を超える場合には、剰余金と指定期間中の総収入額の5%にあたる額の差額の2分の1の額を、県に納付するものとします。

第4 申請の手続

1 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です（個人での応募はできません。）。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当する者でないこと。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 グループによる申請

サービスの向上又は効率的な運営を図る上で必要な場合は、法人等がグループを構成して応募することができます。この場合は、次の事項に留意してください。

- (1) グループに名称をつけ、代表となる法人等を選定すること。
- (2) グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできないものであること。

3 提出書類

様式は、別冊2「長野県山岳総合センター指定管理者申請様式」を参照してください。

申請書類	様式	留意事項
1 指定管理者指定申請書	様式第1号	
2 (グループ申請の場合)グループ構成員表	様式第1-2号	規約等を添付
3 事業計画書	様式第2号	
4 事業区分別の事業計画及び収支計画	様式第3-1号 ～第3-6号	
5 職員配置計画書	様式第4号	
6 類似業務実績一覧	様式第5号	
7 団体概要書	様式第6号	グループ申請の場合は、各書類とも全構成団体分を添付
8 再委託予定調書	様式第7号	
9 誓約書	様式第8号	

申請書類	様式	留意事項
10 添付書類		以下、グループ申請の場合は、各書類とも全構成団体分を添付
①定款又は寄付行為		法人でない場合は、定款に代わる規約などを添付
②法人登記簿謄本又は登記事項証明書		法人でない場合は、代表者の住民票の写しを添付
③事業報告書、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書）（申請の日の属する前3年分）		法人でない場合、収支決算書（過去3年間）
④申請日の属する年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書		
⑤納税証明書（未納のない証明）		直近の証明可能な年次のもので、法人税（法人でない場合は、所得税）、長野県税、消費税及び地方消費税に係るもの
⑥役員の名簿及び履歴書		

※新設団体等事業報告書のない団体にあつては、総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

4 事業計画書の記載内容

事業計画書（別冊2「指定管理者申請様式」様式第2号）は、仕様書を参考にして、次に掲げる事項について記載してください。

- (1) センター運営のための基本方針
- (2) 施設設備の管理の考え方とその方法
- (3) 利用者の平等な利用確保など、利用許可に関する考え方とその方法
- (4) センターの設置目的を達成するための事業計画及び収支計画
- (5) 利用者のサービスを向上させるための方策
- (6) 実施体制
- (7) 危機管理対策、個人情報管理対策、環境保全対策など
- (8) その他の提案
- (9) 法人等の財務状況
- (10) 業務実績

5 質問事項の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和元年7月11日（木）から8月15日（木）まで
- (2) 質問の受付方法
質問票（別冊2「指定管理者申請様式」様式第9号）に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、「第8 連絡先及び申請書提出先」に送付してください。
- (3) 回答方法
回答は、令和元年8月20日（火）に県ホームページに掲載します。
(URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/shiteikanri.html>)

6 現地説明会の開催

- (1) 開催日時
令和元年8月7日（水） 午後1時30分から午後4時まで
- (2) 開催場所
長野県山岳総合センター

(3) 申込方法

現地説明会参加申込書（別冊2「指定管理者申請様式」様式第10号）に記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより「第8 連絡先及び申請書提出先」に申し込んでください。

(4) 申込期限

令和元年7月25日（木）午後5時まで（必着）

(5) その他

申込期限までに申込みがない場合は、現地説明会は開催しません。

7 申請書等の受付

(1) 受付期間

令和元年7月11日（木）から8月30日（金） 午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送により「第8 連絡先及び申請書提出先」まで提出してください。

※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。

(3) 提出部数

10部（正本1部、副本9部[副本は写しで可]）

(4) その他

- ・持参による提出は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けません。
- ・郵送による提出は、令和元年8月30日（金）までに到達したものに限り受け付けます。

8 申請にあたっての留意事項

(1) 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、当該申請は無効又は失格となることがあります。

ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき

イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

ウ 応募資格を有していないことが判明したとき

エ 虚偽の内容が記載されているもの

オ 本県職員及び本件関係者に対して、本件応募について不正な接触の事実が認められたとき

カ その他不正な行為があったと県が認めたとき

(2) 重複申請の禁止

申請は1団体（グループ）につき1申請とします。

(3) 申請内容変更の禁止

申請書類の内容を変更することはできません（軽易なものを除く。）。

(4) 申請書類の取扱い

ア 申請書類は、返却しません。

イ 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の指定の公表等に必要の場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとします。

(5) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を郵送により「第8 連絡先及び申請書提出先」に提出してください。

(6) 費用負担

申請に要する経費等は、全て申請者の負担とします。

(7) 情報公開

申請書類は、情報公開の請求に基づき開示することがあります。

第5 指定管理者の候補者の選定

1 選定方法

指定管理者の候補者は、「長野県山岳総合センター指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された申請書類の審査、ヒアリング及びプレゼンテーション等の方法により選定します。その際、選定基準に基づき審査・採点し、総合点数が最低基準点を満たし、最上位である者で候補者として適当と認められる者を候補者とします。最低基準点は60点とします。最低基準点を満たす者がいない場合は、再度候補者の募集等を行います。

なお、応募者が多数あった場合は、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

2 選定基準

指定管理者の候補者を選定する評価項目、評価内容及び配点は次のとおりです。

No	評価項目	評価内容	配点
1	法人等の資格、要件等	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資格要件を満たしているか 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか センターを含む類似施設の管理に良好な実績があり、必要な知識及び技術を有しているか 	15
2	施設の運営方針、平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> 運営方針はセンターの設置目的や県の意図したものに合致しているか 利用者の平等な利用が図られる計画となっているか 	10
3	指定管理料	<ul style="list-style-type: none"> 提案額は上限額以内となっているか 評点＝配点×最低価格／応募価格（小数点以下第2位四捨五入） ※最低価格…有効な応募価格のうち最低の応募価格 	5
4	収支計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画に無理はないか 資金計画に無理はないか 人件費の積算根拠の考え方や水準は適切か（一定のサービスが確保される人員と給与水準が維持されているか） その他管理に関する経費は妥当なものか 	10
5	施設管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> 適正かつ確実に施設の維持管理を行う内容となっているか 効率的に管理運営し、経費の節減に取り組む内容となっているか センターの機能を十分発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置となっているか 災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか 個人情報保護対策は万全か 環境に配慮した業務運営となっているか 	20
6	サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> センターの利用促進に向け具体的な方策を有しているか 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか 	10
7	安全登山、野外活動等の教育事業及び普及事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 山岳に関する研究及び調査等は、センターの運営に資するものとなっているか 安全登山に関する研修等の事業の企画及び実施に関する計画が優れているか 野外活動に関する教育事業及び普及事業の企画及び実施に関する計画が優れているか 利用者ニーズを踏まえた魅力的な内容となっているか 	30
計			100

3 選定結果

選定委員会における審査結果、指定管理者の候補者の選定結果等については、「指定管理者制度に関するガイドライン」に基づき、長野県ホームページで公表します。

なお、公表する内容は、応募者の名称、応募者ごとの審査結果（評価点数を含む。）、指定管理者候補者の名称及び選定理由等とします。

第6 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者は、県議会の議決を経て指定管理者となります。

2 協定の締結

指定管理者と県はセンターの管理に関し必要な事項について、協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」とします。

(1) 基本協定

- ア 指定管理者の責務に関する事項
- イ 指定期間
- ウ 管理する施設及び備品に関する事項
- エ リスク分担に関する事項
- オ 事業計画等の提出に関する事項
- カ 定期報告書に関する事項
- キ 満足度調査に関する事項
- ク 個人情報の保護に関する事項
- ケ 緊急時の対応に関する事項
- コ 指定の取消に関する事項
- サ 業務の引継ぎに関する事項
- シ その他必要な事項

(2) 年度協定

- ア 当該年度の事業の実施に関する事項
- イ 指定管理料に関する事項
- ウ 修繕に関する事項
- エ その他必要な事項

3 その他

指定管理者の候補者が、協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、県は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

なお、県議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合において、センターに係る管理運営の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

- (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第7 指定管理者選定等のスケジュール

内 容	期 日
質問の受付	令和元年7月11日(木)～8月15日(木)
現地説明会	令和元年8月7日(水)
申請書類の受付	令和元年7月11日(木)～8月30日(金)
予備審査(必要な場合)	令和元年9月(予定)
指定管理者選定委員会	令和元年9月(予定)
選定結果通知	令和元年11月(予定)
長野県議会議決	令和元年12月(予定)
指定の告示	令和元年12月(予定)
基本協定、年度協定締結	令和2年3月(予定)
業務開始	令和2年4月1日

第8 連絡先及び申請書提出先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県観光部山岳高原観光課
担 当 真瀬垣 まり子
(電 話) 026-235-7251 (直通)
(FAX) 026-235-7257
(メール) sangaku@pref.nagano.lg.jp